

運転免許証の自主返納を支援します



駒ヶ根市では、高齢者による交通事故の減少を図るとともに公共交通の利用促進のために、運転免許証を自主返納された方にこまタクの乗車券を交付する支援事業を実施しています。

「こまタク」とは、こまがねデマンド型乗合タクシーの略称で、自宅と停留所の間を乗合で送迎するタクシーで、平日に往復2便（往路 8:00、10:00 復路 12:00、14:00）運行しています。

【支援内容】	こまタク乗車券 1万円分（1回 400円×25回） ※ 交付回数は1回限り、乗車券を使用できるのはご本人のみです。 ※ 乗車券の有効期間は、発行から2年間です。
【対象者】	次のいずれにも該当する人で、こまタクを利用する人 ① 駒ヶ根市内に住民登録されている人（年齢は不問） ② 運転免許の全てを自主返納した人（一部のみの免許返納は対象外です。） ※ すでに自主返納された人も支援の対象となります。
【申請期間】	次の期間中に手続きをお願いします。 自主返納した日から1年以内
【申請先】	駒ヶ根市役所総務部企画振興課 〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20-1 ☎0265-83-2111（内線 244）

★申請手続きの流れ

1. 運転免許証の返納 	警察署又は運転免許センターで運転免許証の返納手続きをしてください。 ■ 返納場所：駒ヶ根警察署又は中南信運転免許センター 等 ■ 必要な物：運転免許証 ■ 交付書類：申請による運転免許の取消通知書
	2. 自主返納支援事業申請書の提出 駒ヶ根市役所企画振興課で申請手続きをしてください。 ■ 受付場所：駒ヶ根市役所企画振興課（本庁舎2階） ■ 受付時間：8:30～17:15 ※土日、祝日、年末年始を除く ■ 必要な物：① 駒ヶ根市運転免許証自主返納支援事業申請書 ② 以下のいずれかの写し ・ 申請による運転免許の取消通知書（免許返納時に交付） ・ 運転経歴証明書（別途申請が必要、裏面参照） ③ 印鑑
	3. こまタク登録手続き ※既に登録がお済みの方はこの手続きは不要です。 こまタクを利用するには、事前登録が必要です。 ■ 利用条件：市内にお住まいで、一人でタクシーに乗り降りできる人 ※乗り降りを介助する付添人の同行（利用登録・乗車予約要）があれば一人で乗り降りできなくても乗車可能です。
	4. 乗車券の受取り 申請から7日間程度で、申請書の住所に郵送で送付します。 ■ 送付内容：① 支援事業決定通知書 ② こまタク乗車券 ③ その他（アンケートなど）

自主返納Q&A

Q. 自主返納とは？

A. すべての有効な運転免許証を有効期限内に返納することです。失効してしまった運転免許証を返納した場合は「自主返納」にあたりません。

また、一部の免許の返納の場合は、支援事業の対象になりません。

Q. バイクや原動機付自転車の免許でも対象になるの？

A. バイクや原動機付自転車も道路交通法上「車両」とされておりまして、対象になります。

Q. 免許証を返納すると写真付の身分証明書がなくなってしまいます。

A. 市が発行する「個人番号（マイナンバー）カード」又は、長野県公安委員会が発行する「運転経歴証明書」を公的な身分証明書とすることができます。必要な方は各自で申請してください。

★その他の支援制度の紹介

○駒ヶ根市割引タクシー券制度

高齢者や障がい者などの交通弱者の方の外出支援を行います。

こまたくと組み合わせて、ご利用いただくと効果的です。

〔対象者〕65歳以上で自動車による交通手段の無い人

〔交付内容〕居住地区により交付枚数、割引率が異なりますのでお問合せください。

〔申請先〕駒ヶ根市役所福祉課 Tel 83-2111（内線 317）

○県内のハイヤー・タクシー運賃の10%割引

長野県公安委員会発行の「運転経歴証明書」の提示で、運賃の10%割引を受けることができます。

〔割引実施市内事業者〕赤穂タクシー有限会社、伊南乗用自動車有限会社

★運転経歴証明書について

申請による取消しにより、すべての免許を自主返納した人は、運転経歴証明書の交付申請をすることができます。

■申請場所：駒ヶ根警察署又は中南信運転免許センター 等

■必要な物：

区分	必要なもの
運転免許証をお持ちの方	・運転免許証 ・申請用写真1枚（警察署等の場合） ※運転免許センターでは不要
運転免許証を自主返納して5年以内の方 ※過去に運転経歴証明書（旧運転経歴証明書）の免許証交付を受けていない方	・住民票、または住所、氏名、生年月日を確認できる書類。（自主返納した運転免許証、住民基本台帳カードや健康保険証など）【提示】 ・申請用写真1枚（警察署等の場合） ※運転免許センターでは不要

※ 発行手数料1,100円が必要となります。

■注意事項：交付申請期間は、自主返納をした日から5年以内です。

運転免許センターは即日交付、警察署は後日受け取りとなります。

■問合せ先：駒ヶ根警察署 Tel83-0110